

令和7年11月28日開会

令和7年11月徳島県議会定例会議案及び議案説明書

目 次

第 1 号	令和7年度徳島県一般会計補正予算（第5号）	1頁
第 2 号	徳島県企画総務関係手数料条例の一部改正について	7
第 3 号	徳島県条例の形式を左横書きに改正する等の条例の制定について	9
第 4 号	適用対象の消滅等に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	15
第 5 号	徳島県行政機関設置条例の制定について	19
第 6 号	住民基本台帳法施行条例の一部改正について	25
第 7 号	徳島県国土整備関係手数料条例の一部改正について	27
第 8 号	当せん金付証票の発売について	29
第 9 号	徳島県立西部防災館の指定管理者の指定について	31
第 10 号	徳島県立産業観光交流センター等の指定管理者の指定について	33
第 11 号	徳島県立あすたむらんどの指定管理者の指定について	35
第 12 号	徳島県蔵本公園等の指定管理者の指定について	37
第 13 号	徳島県郷土文化会館の指定管理者の指定について	39
第 14 号	徳島県立文学書道館の指定管理者の指定について	41
第 15 号	徳島県立木のおもちゃ美術館の指定管理者の指定について	43
第 16 号	徳島県立椿泊漁港荷さばき所の指定管理者の指定について	45
第 17 号	徳島県日峯大神子広域公園等の指定管理者の指定について	47
第 18 号	徳島県鳴門ウチノ海総合公園の指定管理者の指定について	49
第 19 号	大麻団地県営住宅の指定管理者の指定について	51
報 告 第 1 号	損害賠償（交通事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について	53
報 告 第 2 号	損害賠償（道路事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について	55

補正予算説明

1 令和7年度徳島県一般会計補正予算（第5号）説明書	59頁
(1) 歳入歳出補正予算（第5号）事項別明細書	59
1 総括	59
2 歳入	63
3 歳出	71
(2) 補正予算（第5号）継続費についての前前年度末までの支出額、前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書	81
(3) 補正予算（第5号）債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書	83
(4) 補正予算（第5号）地方債の前年度末における現在高及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書	87

第 1 号

令和7年度徳島県一般会計補正予算（第5号）

令和7年度徳島県一般会計の補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ892,060千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ530,895,007千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の変更は、「第2表継続費補正」による。

（繰越明許費の補正）

第3条 繰越明許費の追加は、「第3表繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第4条 債務負担行為の追加は、「第4表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第5条 地方債の変更は、「第5表地方債補正」による。

令 和 7 年 11 月 28 日 提 出

徳島県知事 後 藤 田 正 純

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
9 国 庫 支 出 金		千円 64,594,334	千円 1,660	千円 64,595,994
	2 国 庫 補 助 金	32,032,889	1,660	32,034,549
12 繰 入 金		29,329,677	3,000	29,332,677
	2 基 金 繰 入 金	28,578,817	3,000	28,581,817
13 繰 越 金		7,427,994	605,400	8,033,394
	1 繰 越 金	7,427,994	605,400	8,033,394
15 県 債		48,200,000	282,000	48,482,000
	1 県 債	48,200,000	282,000	48,482,000
歳 入 合 計		530,002,947	892,060	530,895,007

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総 務 費		千円 36,751,299	千円 294,300	千円 37,045,599
	1 総 務 管 理 費	20,599,314	12,000	20,611,314

		6 防 災 費	3,235,673	282,300	3,517,973
3 民 生 費			71,332,114	1,660	71,333,774
		1 社 会 福 祉 費	50,044,173	1,660	50,045,833
4 衛 生 費			26,397,982	3,000	26,400,982
		4 医 藥 費	5,785,797	3,000	5,788,797
7 商 工 費			66,789,748	587,500	67,377,248
		1 商 業 費	60,545,788	580,000	61,125,788
		3 觀 光 費	1,785,130	7,500	1,792,630
10 教 育 費			92,337,771	5,600	92,343,371
		7 保 健 体 育 費	1,395,798	5,600	1,401,398
歳 出 合 計			530,002,947	892,060	530,895,007

第2表 継続費補正

1 変 更

款	項	事 業 名	補 正 前			補 正 後		
			総額	年 度	年割額	総額	年 度	年割額
6 農林水産業費	6 水産業費	漁業調査船 とくしま業 新船建造事業	千円 1,866,500	7	千円 243,500	千円 2,299,500	7	千円 243,500
				8	1,021,000		8	1,295,000

				9	602,000		9	761,000
--	--	--	--	---	---------	--	---	---------

第3表 繰越明許費補正

1 追 加

款	項	事業名	金額
2 総務費	6 防災費	防災対策指導費	千円 282,000
7 商工費	1 商業費	中小企業総合支援費	550,000

第4表 債務負担行為補正

1 追 加

事項	期間	限度額
災害時情報共有システム運用保守業務委託契約	自令和9年度 至令和13年度	150,000千円
徳島県立西部防災館の管理運営協定	自令和8年度 至令和12年度	148,005千円
徳島県立産業観光交流センター等の管理運営協定	自令和8年度 至令和12年度	1,638,460千円
徳島県立あすたむらんどの管理運営協定	令和8年度	677,984千円
阿波おどり魅力発信業務委託契約	令和8年度	31,000千円
徳島県蔵本公園等の管理運営協定	自令和8年度 至令和12年度	2,450,235千円
アリーナ基本計画策定業務委託契約	令和8年度	35,000千円

阿波人形淨瑠璃魅力発信業務委託契約	令和8年度	3,870千円
徳島県郷土文化会館の管理運営協定	自 令和8年度 至 令和9年度	293,488千円
徳島県立文学書道館の管理運営協定	自 令和8年度 至 令和12年度	878,955千円
徳島県立木のおもちゃ美術館の管理運営協定	令和8年度	70,092千円
徳島県日峯大神子広域公園等の管理運営協定	自 令和8年度 至 令和12年度	827,750千円
徳島県鳴門ウチノ海総合公園の管理運営協定	自 令和8年度 至 令和12年度	463,870千円
大麻団地県営住宅の管理運営協定	自 令和8年度 至 令和12年度	39,990千円

第5表 地方債補正

1 変更

起債の目的	限度額	
	補正前	補正後
防災事業	千円 499,000	千円 781,000
計	48,200,000	48,482,000

第一号

徳島県企画総務関係手数料条例の一部改正について

徳島県企画総務関係手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和七年十一月二十八日提出

徳島県知事

後藤田

正

純

徳島県企画総務関係手数料条例の一部を改正する条例

徳島県企画総務関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「六の項」を「七の項」に改める。

第五条第一項中「及び五の項」を「から六の項まで」に改め、同条第二項中「六の項」を「七の項」に改める。

別表第一の五の項中「書面又は」を「書面、」に改め、「政治資金監査報告書」の下に「又は同法第十九条の十四の一第四項の規定による確認書」を加え、同表中六の項を七の項とし、五の項の次に次のように加える。

六 政党助成法（平成六年法律第五号）第三十一条第五項の規定に基づく都道府県提出文書の 写しの交付	用紙一枚につき十円（用紙の画面に印刷しているものに あつては、用紙一枚につき二十円）
---	---

附 則

この条例は、令和八年一月一日から施行する。

提案理由

政治資金規正法の一部が改正されたことに伴い、収支報告書に添付された確認書の写しの交付に係る手数料を定めるとともに、政党助成法の一部が改正されたことに伴い、総務大臣による定期報告文書等の公表に係る都道府県提出文書の写しの交付に係る手数料を定める必要がある。これが、この条例案を提出する

理由である。

第二二号

徳島県条例の形式を左横書きに改正する等の条例の制定について

徳島県条例の形式を左横書きに改正する等の条例を次のように定める。

令和七年十一月二十八日提出

徳島県知事

後藤田

正

純

徳島県条例の形式を左横書きに改正する等の条例

(題旨)

第一条 この条例は、この条例の施行の際に公表されている条例（以下「既存条例」という。）の形式を左横書きに改正すること等に関する必要な事項を定めるものとする。

(形式の改正)

第二条 既存条例の形式を次に定めるところにより左横書きに改正する。

一 既存条例における右方はこの条例による改正後の既存条例（以下「改正後条例」という。）における上方とし、既存条例における上方は改正後条例における左方とする。

二 改正後条例における文字（符号を含む。以下同じ。）の順序は、既存条例における文字の順序とする。

3 前項の規定は、既存条例において既に左横書きの形式をとっている表（別表を含む。以下この条において同じ。）及び様式並びに改正後条例において縦書きとすることが適当と認められる表及び様式については、適用しない。

3 既存条例において左横書きである部分及び縦書きである部分が混在している表及び様式その他前二項の規定によることが適当でないと認められる表及び様式については、知事が別に定めるところによる。

(用字及び用語の整理)

第三条 既存条例中次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げるものに改める。

一 編、章、節、款、条、表（別表を含む。七の項から十一の項までにおいて同じ。）及

アラビア数字

	び様式の番号に用いられている漢数字並びにこれらの番号並びに項及び号の番号を引用するために用いられている漢数字		
一二	号の番号に用いられている漢数字	左右を丸括弧で囲んだアラビア数字	
二三	号を第一次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字	五十音順による片仮名	
三四	号を第一次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字	左右を丸括弧で囲んだ五十音順による片仮名	
四五	号を第二次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字	アルファベット順による小文字のアルファベット	
五六	号を第四次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字	左右を丸括弧で囲んだアルファベット順による小文字のアルファベット	
七	表中その内容を第一次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字	アラビア数字	
八	表中その内容を第二次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字	左右を丸括弧で囲んだアラビア数字	
九	表中その内容を第三次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字	五十音順による片仮名	
十	表中その内容を第四次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字	左右を丸括弧で囲んだ五十音順による片仮名	
十一	表中その内容を第五次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字	アルファベット順による小文字のアルファベット	

十二 表中その内容を第六次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字	左右を丸括弧で囲んだアルファベット順による小文字のアルファベット
十三 漢数字（次に掲げるものを除く。） 1 固有名詞の一部又は全部として用いられているもの 2 热語の一部として用いられているもの 3 数量又は順序を示す意味が薄く他の数字に置き換えての表現がみられないもの 4 数の単位として用いられているもの（十、百及び千を除く。） 5 一の項及び二の項に定めるもの	アラビア数字（数字を二桁ごとに区切る読点はコンマに、小数点を表す中点はピリオドに改めるものとする。）
十四 左（既存条例の文面上の位置又は方向を示すために用いられているものに限り、「左記」の一部として用いられているものを除く。）	次
十五 左記	下記
十六 右（既存条例の文面上の位置又は方向を示すために用いられているものに限る。）	上
十七 上欄（「左上欄」の一部として用いられているものを除く。）	左欄
十八 下欄	右欄
十九 項番号のない項	アラビア数字による項番号を付した項
二十 別表及び様式の表題（当該別表及び様式と関係する条名又は項名が付されているものを除く。）	当該表題に当該別表及び様式と関係する条名又は項名を「（第何条（項）関係）」の形で加えた表題
二十一 よう音に用いる「や」、「ゅ」、「よ」、「や」、「ュ」又は「ヨ」	それぞれ「や」、「ゅ」、「よ」、「や」、「ュ」又は「ヨ」
二十二 促音に用いる「つ」又は「ツ」	それぞれ「つ」又は「ツ」
二十三 外来音「ファ」、「フィ」、「フェ」又は「ティ」に対応する「ファ」、「フィ」、「フェ」又は「ティ」	それぞれ「ファ」、「フィ」、「フェ」又は「ティ」

一十四	読点として表記する「・」				「、」
一十五	および		及び		
一十六	ならびに		並びに		
一十七	または		又は		
一十八	もしくは		若しくは		
一十九	各号の一		各号のいずれか		
二十	且つ		かつ		
二十一	詐偽		偽り		
二十二	「但し」又は「但書」		それぞれ「ただし」又は「ただし書」		
二十三	あて（差出し先を示す語の後に置かれるものに限る。）		宛て		
二十四	「あて名人」又は「名あて人」		それぞれ「宛名人」又は「名宛人」		
二十五	うえ	上			
二十六	ひととおりに		殊更に		
二十七	毎に		ごとに		
二十八	すべて	全て			
二十九	すみやかに		速やかに		
四十	つど	都度			
四十一	手続き	手続き			

四十二 拔すい			抜粋
四十三 動詞「当る」の語幹「当」			「當た」
四十四 動詞「行なう」の語幹「行な」			「行」
四十五 動詞「終る」の語幹「終」			「終わ」
四十六 動詞「かんがみる」の語幹「かんがみ」			「鑑み」
四十七 動詞「こえる」の語幹「こえ」			「超え」
四十八 動詞「取扱う」の語幹「取扱」			「取り扱」
四十九 動詞「はり付ける」の語幹「はり付け」			「貼り付け」
五十 動詞「向う」の語幹「向」			「向か」
五一 動詞「基く」の語幹「基」			「基づ」
五十二 動詞「因る」の語幹「因」			「よ」
五十三 あてる		充てる	
五十四 かかる（病気になるという意味で用いられているものを除く。）		係る	
五十五 さらに（接続詞であるもの及び「ハシさらに」の一部として用いられているものを除く。）		更に	
五十六 すでに		既に	

2 前項の表一の項及び十二の項の規定は、前条第一項に規定する改正後条例において縦書きとすることが適当と認められる表（別表を含む。）及び様式並びに同条第二項の規定により改正後条例において縦書きとされる表（別表を含む。）及び様式の部分については、適用しない。

- 3 第一項の表十四の項から十八の項までの規定は、次に掲げる部分については、適用しない。
- 一 既存条例において既に左横書きの形式をとっている表（別表を含む。）及び様式並びにこれらの部分並びにこれらを引用する部分
 - 二 前条第一項に規定する改正後条例において縦書きとすることが適当と認められる表（別表を含む。）及び様式並びにこれらを引用する部分
 - 三 前条第三項の規定により改正後条例において縦書きとされる表（別表を含む。）及び様式の部分並びにこれらを引用する部分
- 4 第一項の表二の項から十二の項まで及び十四の項から五十六の項までの規定は、法令の規定（題名を含む。）を引用する部分については、適用しない。
- 5 前各項の規定によることが適當でないと認められるときは、知事が別に定めるとこころによる。

（委任）

第四条 この条例に定めるものほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この条例は、令和八年四月一日から施行する。
- 2 改正後条例の様式に相当する既存条例に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができるものとする。

提案理由

条例の分かりやすさの向上及び条例に関する業務の効率化を図るため、縦書きの形式を採用している既存の条例の形式を左横書きに改める等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第四号

適用対象の消滅等に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

適用対象の消滅等に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように定める。

令和七年十一月二十八日提出

徳島県知事

後藤田

正

純

適用対象の消滅等に伴う関係条例の整理に関する条例

(徳島県水源林野県行造林条例等の廃止)

第一条 次に掲げる条例は、廃止する。

- 一 徳島県水源林野県行造林条例（昭和二十五年徳島県条例第二十二号）
- 二 日本国との平和条約の効力発生に伴う職員の懲戒免除及び出納長等の賠償の責任に基づく債務の免除に関する条例（昭和一十七年徳島県条例第二十号）
- 三 職員の給与に関する条例等の昇給期間の特例に関する条例（昭和二十年徳島県条例第一五五号）
- 四 教育職員の給料月額の調整に関する条例（昭和二十二年徳島県条例第四十四号）
- 五 徳島県立高等学校教員養成奨学資金貸与条例（昭和二十七年徳島県条例第四十七号）
- 六 国営干拓事業負担金徵収条例（昭和四十二年徳島県条例第二十六号）
- 七 職員の給与に関する条例等の昇給期間の特例に関する条例（昭和五十年徳島県条例第四十四号）
- 八 昭和天皇の大喪の礼の行われる日を休日とする法律の施行に伴う関係条例等の規定の適用の特例を定める条例（平成元年徳島県条例第一号）
- 九 昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例（平成元年徳島県条例第八号）
- 十 徳島県議会議員の議員報酬の特例に関する条例（平成十六年徳島県条例第二十三号）
- 十一 職員の給与の特例に関する条例（平成十九年徳島県条例第六十六号）
(国営土地改良事業負担金徵収条例の一部改正)

第二条 国営土地改良事業負担金徵収条例（昭和四十五年徳島県条例第二十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「法第八十七条の一第一項第一号の事業を除く。」を削る。

(徳島県地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第三条 徳島県地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成六年徳島県条例第四十四号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「前日」を「前日に」に改める。

(徳島県保健福祉関係手数料条例の一部改正)

第四条 徳島県保健福祉関係手数料条例(平成十二年徳島県条例第十一号)の一部を次のように改正する。

別表第一の五十六の項中「毒物及び劇物取締法施行令」の下に「(昭和三十年政令第百六十一号)」を加える。

(徳島県国土整備関係手数料条例の一部改正)

第五条 徳島県国土整備関係手数料条例(平成十二年徳島県条例第四十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一の二十二の八の項及び二十三の九の項中「第一条第一号口」を「第一条第一項第一号口」に、「第二条第一号イ」を「第二条第一項第一号イ」に改める。

(徳島県生活環境保全条例の一部改正)

第六条 徳島県生活環境保全条例(平成十七年徳島県条例第一十四号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項第一号及び第二項第一号並びに第八条第二項中「いおう酸化物」を「硫黄酸化物」に改める。

別表第八の備考4を削る。

別表第九の一中「いおう酸化物」を「硫黄酸化物」に改める。

別表第十一の一の項中「辰巳町」を「辰巳町」に、「及び橋町」を「、橋町及び那賀川町」に、「、那賀郡那賀川町並びに」を「及び」に改め、同表の一の項中「前号」を「前項」に改め、同表中備考1を削り、備考2を備考とする。

別表第十六その二中「海上自衛隊小松島航空隊」を「海上自衛隊小松島航空基地」に改め、同表その九中「紀伊日の御岬灯台」を「紀伊日ノ御崎灯台」に改める。

(徳島県経済飛躍のための中小企業の振興に関する条例の一部改正)

第七条 徳島県経済飛躍のための中小企業の振興に関する条例(平成二十年徳島県条例第十七号)の一部を次のように改正する。

第十二条第二項中「徳島県中小企業・雇用対策事業特別会計及び」を削る。

(国民健康保険法施行条例の一部改正)

第八条 国民健康保険法施行条例(平成二十九年徳島県条例第五十五号)の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「算定政令第九条第四項第二号」を「同条第四項第二号」に改める。

第十一条中「算定政令第九条第六項第一号」を「同条第六項第一号」に改める。

第十四条中「算定政令第十条第四項第一号」を「同条第四項第一号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

適用対象の消滅等に伴い、関係条例について所要の整理を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第五号

徳島県行政機関設置条例の制定について

徳島県行政機関設置条例を次のように定める。

令和七年十一月二十八日提出

徳島県知事

後藤田

正純

徳島県行政機関設置条例

(題旨)

第一条 この条例は、別に定めるものほか、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百五十六条第一項及び第二項の規定に基づき、行政機関の設置並びに名称、位置及び所管区域について定めるものとする。

(徳島県地域連携事務所)

第二条 地域振興等に関する事務を分掌させるため、徳島県地域連携事務所を設置する。

2 徳島県地域連携事務所の名称、位置及び所管区域は、次の表のとおりとする。

名 称	位 置	所管区域
徳島県阿南地域連携事務所	阿南市富岡町	阿南市 那賀郡
徳島県美波地域連携事務所	海部郡美波町	海部郡
徳島県美馬地域連携事務所	美馬市脇町	美馬市 美馬郡
徳島県三好地域連携事務所	三好市池田町	三好市 三好郡

(徳島県県税局)

第三条 県税等に関する事務を分掌させるため、徳島県県税局を設置する。

2 徳島県県税局の名称、位置及び所管区域は、次の表のとおりとする。

名 称	位 置	所管区域
徳島県県税局 (徳島県福祉事務所)	徳島市新蔵町一丁目	県の全域

第四条 福祉に関する事務を分掌させるため、徳島県福祉事務所を設置する。

2 徳島県福祉事務所は、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第十四条第一項の規定に基づく福祉に関する事務所とする。

3 徳島県福祉事務所の名称、位置及び所管区域は、次の表のとおりとする。

名 称	位 置	所管区域
徳島県東部福祉事務所	徳島市新蔵町一丁目	徳島市 鳴門市 小松島市 吉野川市 阿波市 勝浦郡 名東郡 名西郡 板野郡
徳島県南部福祉事務所	海部郡美波町	阿南市 那賀郡 海部郡
徳島県西部福祉事務所	三好市池田町	美馬市 三好市 美馬郡 三好郡

4 社会福祉法第十四条第五項に規定する事務に係る徳島県福祉事務所の所管区域は、前項の規定にかかわらず、同項の表の所管区域の欄に掲げる区域のうち市の区域を除いた区域とする。

(徳島県農林事務所)

第五条 農業、林業及び水産業に関する事務を分掌させるため、徳島県農林事務所を設置する。

2 徳島県農林事務所の名称、位置及び所管区域は、次の表のとおりとする。

名 称	位 置	所管区域
徳島県徳島農林事務所	徳島市新蔵町一丁目	徳島市 鳴門市 小松島市 勝浦郡 名東郡 名西郡 板野郡
徳島県吉野川農林事務所	吉野川市川島町	吉野川市 阿波市

徳島県阿南農林事務所	阿南市富岡町	阿南市 那賀郡
徳島県美波農林事務所	海部郡美波町	海部郡
徳島県美馬農林事務所	美馬市脇町	美馬市 美馬郡
徳島県二好農林事務所	二好市池田町	二好市 二好郡

(徳島県県土整備事務所)

第六条 県土の整備に関する事務を分掌させるため、徳島県県土整備事務所を設置する。

2 徳島県県土整備事務所の名称、位置及び所管区域は、次の表のことおりとする。

名 称	位 置	所管区域
徳島県徳島県土整備事務所	徳島市南末広町	徳島市 鳴門市 小松島市 勝浦郡 名東郡 名西郡神山町 板野郡松茂町、北島町、藍住町及び板野町
徳島県吉野川県土整備事務所	吉野川市川島町	吉野川市 阿波市 名西郡石井町 板野郡上板町
徳島県阿南県土整備事務所	阿南市富岡町	阿南市 那賀郡
徳島県美波県土整備事務所	海部郡美波町	海部郡
徳島県美馬県土整備事務所	美馬市脇町	美馬市 美馬郡
徳島県二好県土整備事務所	二好市池田町	二好市 二好郡

(内部組織)

第七条 知事は、規則で定めることにより、この条例に規定する行政機関の内部組織を置くことができる。

(所管区域の特例)

第八条 知事は、必要と認める事務については、この条例の規定にかかわらず、この条例に規定する行政機関に、他の行政機関の所管区域において当該事務を

処理させることができる。

(特定事務の分掌)

第九条 知事は、法律又はこの条例に定めるものほか、必要と認める事務を、この条例に規定する行政機関に分掌させることができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和八年四月一日から施行する。

(徳島県総合県民局設置条例等の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

一 徳島県総合県民局設置条例（平成十六年徳島県条例第五十五号）

二 徳島県東部県税局設置条例（平成十九年徳島県条例第六十八号）

三 徳島県東部保健福祉局設置条例（平成十九年徳島県条例第六十九号）

四 徳島県東部農林水産局設置条例（平成十九年徳島県条例第七十号）

五 徳島県東部県土整備局設置条例（平成十九年徳島県条例第七十一号）

(徳島県税条例の一部改正)

3 徳島県税条例（昭和二十五年徳島県条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項を次のように改める。

知事は、県税に係る徴収金の賦課徴収及び過料の徴収に関する事項については、徳島県県税局の長（以下「県税局長」という。）に委任する。ただし、次に掲げる事項については、この限りでない。

一 課税権の帰属その他法の規定の適用について関係地方団体の長が意見を異にする場合における知事の権限に関する事項

二 第十七条第二項の規定による申告等の期限の延長に関する事項

三 固定資産税に係る大規模の償却資産の指定及び価格等の決定に関する事項

四 過料の額の決定に関する事項

五 法第一章第十六節の規定により知事の権限に属する事項

第四条第一項から第四項までを削り、同条第五項中「当該地方団体の徴収金を納付すべき者の住所、居所、家屋敷、事務所若しくは事業所又はその者の財産の所在地を管轄する県税局等の長」を「県税局長」に改め、同項を同条第二項とし、同条第六項中「第一項、第二項及び」を削り、「県税局等の長」を「県

税局長」に改め、同項を同条第二項とする。

第五条中第一項を第二項とし、同条第一項中「課税地」を「前項の課税地」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の二項を加える。
徴収金は、課税地において賦課徴収する。

第九条中「課税地を管轄する県税局等（第四条第一項各号に掲げる事項に係るものにあつては、徳島県東部県税局）」を「徳島県県税局」に改める。

第十二条第一項中「課税地を管轄する県税局等の長（第四条第一項各号に掲げる事項に係るものにあつては、東部県税局長）」を「県税局長」に改め、同条第二項を削る。

第十五条第一項中「課税地を管轄する県税局等（法人の県民税、法人の事業税及び自動車税の種別割にあつては、徳島県東部県税局）の区域内」を「県内」に、「当該区域外」を「県外」に改める。

附則中第二十七項を削り、第二十八項を第二十七項とし、第二十九項を第二十八項とし、第三十項の前の見出しを削り、同項を第二十九項とし、同項の前に見出として「（個人の均等割の税率の特例）」を付し、第三十一項を第二十項とし、第三十二項から第三十四項までを一項ずつ繰り上げ、第三十五項の前の見出しを削り、同項を第三十四項とし、同項の前に見出として「（旧民法第三十四条の法人から移行した法人等に係る法人の県民税の特例）」を付し、第三十六項を第三十五項とし、第三十七項を第三十六項とし、第三十八項を第三十七項とする。

附則第二十九項中「東部県税局長」を「県税局長」に改め、同項を附則第三十八項とする。

（職員の給与に関する条例の一部改正）

4 職員の給与に関する条例（昭和二十七年徳島県条例第一号）の一部を次のように改正する。

別表第五イの表中「、総合県民局の副部長」、「若しくは総合県民局の次長」、「総合県民局」、「、総合県民局の部長」及び「、総合県民局の副局長」を削り、「会計管理者」を「会計管理者又は」に改め、「又は総合県民局の長」を削り、同表ハの表中「、総合県民局の副部長」を削り、同表ニの表中「総合県民局又は」を削り、同表ホの表中「総合県民局の次長の職務又は」及び「総合県民局又は」を削り、同表ヘの表中「総合県民局又は」を削り、同表の備考中第二項を削り、第四項を第二項とし、第五項を第四項とする。

（徳島県保健所の設置及び管理に関する条例の一部改正）

5 徳島県保健所の設置及び管理に関する条例（昭和二十九年徳島県条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

第二条の表中	徳島県阿南保健所	阿南市領家町	阿南市 那賀郡
	徳島県美波保健所	海部郡美波町	海部郡
	徳島県吉野川保健所	吉野川市鴨島町	吉野川市 阿波市

を

徳島県吉野川保健所	吉野川市鴨島町	吉野川市 阿波市
徳島県阿南保健所	阿南市領家町	阿南市 那賀郡
徳島県美波保健所	海部郡美波町	海部郡

に改める。

提案理由

本県の将来像を見据えた効率的かつ持続可能な政策推進体制を構築するため、徳島県総合県民局等について再編を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第六号

住民基本台帳法施行条例の一部改正について

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和七年十一月二十八日提出

徳島県知事

後 藤 田

正 純

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

住民基本台帳法施行条例（平成十四年徳島県条例第四十八号）の一部を次のように改正する。

別表第一中一の項を削り、二の項を一の項とし、三の項を削り、四の項を二の項とし、五の項から十六の項までを一項ずつ繰り上げる。

別表第二中五の項を削り、六の項を五の項とし、七の項を六の項とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

住民基本台帳法等の一部が改正されたことに鑑み、本人確認情報及び附票本人確認情報を利用することができる事務等について所要の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第七号

徳島県国土整備関係手数料条例の一部改正について

徳島県国土整備関係手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和七年十一月二十八日提出

徳島県知事

後藤田

正

純

徳島県国土整備関係手数料条例の一部を改正する条例

徳島県国土整備関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第四十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一の七十八の七の項中「第一百三十七条の十二第六項又は第七項」を「第一百三十七条の十二第十一項又は第十二項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

建築基準法施行令の一部が改正されたことに伴い、所要の整理を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第 8 号

当せん金付証票の発売について

当せん金付証票法により、令和8年度中において証票を次のとおり発売することができる。

令 和 7 年 11 月 28 日 提 出

徳島県知事 後 藤 田 正 純

発売総額 10,000,000千円以内

提案理由

当せん金付証票の発売について、当せん金付証票法第4条の規定により、その限度額について議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 9 号

徳島県立西部防災館の指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第6項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

令 和 7 年 11 月 28 日 提 出

徳島県知事 後 藤 田 正 純

- | | |
|-------------|--------------------------------|
| 1 施 設 の 名 称 | 徳島県立西部防災館 |
| 2 指 定 管 理 者 | 三好郡東みよし町中庄276番地1
四国開発土木株式会社 |
| 3 指 定 の 期 間 | 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで |

提案理由

指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 10 号

徳島県立産業観光交流センター等の指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第6項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

令 和 7 年 11 月 28 日 提 出

徳島県知事 後 藤 田 正 純

- | | |
|-------------|------------------------------------|
| 1 施 設 の 名 称 | 徳島県立産業観光交流センター及び徳島県立男女共同参画総合支援センター |
| 2 指 定 管 理 者 | 徳島市中徳島町2丁目5番地2
とくしまにぎわい創出共同事業体 |
| 3 指 定 の 期 間 | 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで |

提案理由

指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 11 号

徳島県立あすたむらんどの指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第6項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

令 和 7 年 11 月 28 日 提 出

徳島県知事 後 藤 田 正 純

- | | |
|-------------|------------------------------------|
| 1 施 設 の 名 称 | 徳島県立あすたむらんど |
| 2 指 定 管 理 者 | 板野郡北島町太郎八須字西ノ瀬34番地8
株式会社 ネオビエント |
| 3 指 定 の 期 間 | 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで |

提案理由

指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 12 号

徳島県蔵本公園等の指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第6項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

令 和 7 年 11 月 28 日 提 出

徳島県知事 後 藤 田 正 純

- | | |
|-------------|-------------------------------------|
| 1 施 設 の 名 称 | 徳島県蔵本公園、徳島県鳴門総合運動公園及び徳島県立中央武道館 |
| 2 指 定 管 理 者 | 鳴門市撫養町立岩字四枚61番地
公益財団法人 徳島県スポーツ協会 |
| 3 指 定 の 期 間 | 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで |

提案理由

指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 13 号

徳島県郷土文化会館の指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第6項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

令 和 7 年 11 月 28 日 提 出

徳島県知事 後 藤 田 正 純

- | | |
|-------------|-----------------------------------|
| 1 施 設 の 名 称 | 徳島県郷土文化会館 |
| 2 指 定 管 理 者 | 徳島市藍場町二丁目14番地
公益財団法人 徳島県文化振興財団 |
| 3 指 定 の 期 間 | 令和8年4月1日から令和10年3月31日まで |

提案理由

指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 14 号

徳島県立文学書道館の指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第6項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

令 和 7 年 11 月 28 日 提 出

徳島県知事 後 藤 田 正 純

- | | |
|-------------|-----------------------------------|
| 1 施 設 の 名 称 | 徳島県立文学書道館 |
| 2 指 定 管 理 者 | 徳島市藍場町二丁目14番地
公益財団法人 徳島県文化振興財団 |
| 3 指 定 の 期 間 | 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで |

提案理由

指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 15 号

徳島県立木のおもちゃ美術館の指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第6項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

令 和 7 年 11 月 28 日 提 出

徳島県知事 後 藤 田 正 純

- | | |
|-------------|--------------------------|
| 1 施 設 の 名 称 | 徳島県立木のおもちゃ美術館 |
| 2 指 定 管 理 者 | 徳島市南末広町2番95号
株式会社 あわわ |
| 3 指 定 の 期 間 | 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで |

提案理由

指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 16 号

徳島県立椿泊漁港荷さばき所の指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第6項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

令 和 7 年 11 月 28 日 提 出

徳島県知事 後 藤 田 正 純

- | | |
|-------------|----------------------------|
| 1 施 設 の 名 称 | 徳島県立椿泊漁港荷さばき所 |
| 2 指 定 管 理 者 | 阿南市椿泊町小吹川原47番地
椿泊漁業協同組合 |
| 3 指 定 の 期 間 | 令和8年5月1日から令和13年3月31日まで |

提案理由

指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 17 号

徳島県日峯大神子広域公園等の指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第6項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

令 和 7 年 11 月 28 日 提 出

徳島県知事 後 藤 田 正 純

- | | |
|-------------|--|
| 1 施 設 の 名 称 | 徳島県日峯大神子広域公園、徳島県文化の森総合公園及び徳島県新町川公園 |
| 2 指 定 管 理 者 | 徳島市川内町平石住吉209番地5
公益財団法人 徳島県建設技術センター |
| 3 指 定 の 期 間 | 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで |

提案理由

指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 18 号

徳島県鳴門ウチノ海総合公園の指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第6項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

令 和 7 年 11 月 28 日 提 出

徳島県知事 後 藤 田 正 純

- | | |
|-------------|-------------------------|
| 1 施 設 の 名 称 | 徳島県鳴門ウチノ海総合公園 |
| 2 指 定 管 理 者 | 鳴門市撫養町南浜字東浜170番地
鳴門市 |
| 3 指 定 の 期 間 | 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで |

提案理由

指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 19 号

大麻団地県営住宅の指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第6項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

令 和 7 年 11 月 28 日 提 出

徳島県知事 後 藤 田 正 純

- | | |
|-------------|-------------------------------|
| 1 施 設 の 名 称 | 大麻団地県営住宅 |
| 2 指 定 管 理 者 | 徳島市川内町平石住吉209番地5
徳島県住宅供給公社 |
| 3 指 定 の 期 間 | 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで |

提案理由

指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

報告第1号

損害賠償（交通事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年11月28日

徳島県知事 後藤田正純

損害賠償の額の決定及び和解について

交通事故に関し、県の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定し、和解する。

和解の相手方	賠償金額	事故発生年月日	事故発生場所	専決処分年月日
徳島市在住 2名 同 所在 1法人	円 1,186,406	令和7年2月28日	徳島市地内	令和7年10月30日
板野郡松茂町在住 1名	246,800	令和7年7月1日	徳島市地内	令和7年10月30日
阿波市在住 1名	96,877	令和7年7月25日	鳴門市地内	令和7年10月30日

報告第2号

損害賠償（道路事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年11月28日

徳島県知事 後藤田正純

損害賠償の額の決定及び和解について

道路事故に関し、県の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定し、和解する。

和解の相手方	賠償金額	事故発生年月日	事故発生場所	専決処分年月日
徳島市在住 1名	円 95,000	令和7年2月14日	勝浦郡勝浦町地内 (県道徳島上那賀線)	令和7年10月31日
那賀郡那賀町在住 1名	125,000	令和7年6月26日	那賀郡那賀町地内 (国道195号)	令和7年10月31日
徳島市所在 1法人	141,000	令和7年7月15日	徳島市地内 (県道鮎喰新浜線)	令和7年10月31日
小松島市在住 1名	240,000	令和7年8月11日	徳島市地内 (県道新浜勝浦線)	令和7年10月31日
那賀郡那賀町在住 1名	53,000	令和7年8月12日	那賀郡那賀町地内 (国道195号)	令和7年10月31日

補 正 予 算 説 明 書

令和7年度徳島県一般会計補正予算（第5号）説明書

歳入歳出補正予算（第5号）事項別明細書

(単位 千円)

1 総括

(歳入)

款	補正前の額	補正額	計	頁
01 県 税	87,000,000	—	87,000,000	—
02 地方消費税清算金	37,872,000	—	37,872,000	—
03 地方譲与税	18,353,000	—	18,353,000	—
04 地方特例交付金	330,000	—	330,000	—
05 地方交付税	152,500,000	—	152,500,000	—
06 交通安全対策特別交付金	165,000	—	165,000	—
07 分担金及び負担金	2,033,651	—	2,033,651	—
08 使用料及び手数料	5,407,311	—	5,407,311	—

款	補正前の額	補正額	計	頁
09 国庫支出金	64,594,334	1,660	64,595,994	63
10 財産収入	1,096,352	—	1,096,352	—
11 寄附金	11,359	—	11,359	—
12 繰入金	29,329,677	3,000	29,332,677	65
13 繰越金	7,427,994	605,400	8,033,394	67
14 諸収入	75,682,269	—	75,682,269	—
15 県債	48,200,000	282,000	48,482,000	69
歳入合計	530,002,947	892,060	530,895,007	—

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			一般財源	頁		
				特 定 財 源						
				国 支 出 金	地 方 債	そ の 他				
01 議 会 費	1,019,327	—	1,019,327					—		
02 総 務 費	36,751,299	294,300	37,045,599		282,000		12,300	71		
03 民 生 費	71,332,114	1,660	71,333,774	1,660				73		
04 衛 生 費	26,397,982	3,000	26,400,982			3,000		75		
05 労 働 費	3,522,758	—	3,522,758					—		
06 農 林 水 産 業 費	32,095,973	—	32,095,973					—		
07 商 工 費	66,789,748	587,500	67,377,248				587,500	77		
08 土 木 費	58,896,432	—	58,896,432					—		
09 警 察 費	22,665,506	—	22,665,506					—		

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			一般財源	頁		
				特 定 財 源						
				国 支 出 金	地 方 債	そ の 他				
10 教 育 費	92,337,771	5,600	92,343,371				5,600	79		
11 災 害 復 旧 費	12,006,200	—	12,006,200					—		
12 公 債 費	65,747,736	—	65,747,736					—		
13 諸 支 出 金	40,140,101	—	40,140,101					—		
14 予 備 費	300,000	—	300,000					—		
財 源 振 替	0	0	0				繰越金 605,400	△605,400		
歳 出 合 計	530,002,947	892,060	530,895,007	1,660	282,000	608,400	0	—		

2 歳 入

(款) 09 国庫支出金

(項) 02 国庫補助金

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
02 民生費国庫補助金	1,602,931	1,660	1,604,591	01 社会福祉費 国庫補助金	1,660	地域福祉推進費（定額） 1,660
計	32,032,889	1,660	32,034,549			

(款) 12 繰 入 金

(項) 02 基 金 繰 入 金

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
11 地域医療介護総合確保基 金 繰 入 金	1,762,478	3,000	1,765,478	01 地域医療介護 総合確保基金 繰 入	3,000	
計	28,578,817	3,000	28,581,817			

(款) 13 繰 越 金

(項) 01 繰 越 金

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区	分	
01 繰 越 金	7,427,994	605,400	8,033,394	01 繰 越 金	605,400	
計	7,427,994	605,400	8,033,394			

(款) 15 県 債
 (項) 01 県 債

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
01 総務債	1,208,000	282,000	1,490,000	03 防 災 費 債	282,000	防災対策指導費 282,000
計	48,200,000	282,000	48,482,000			

3 歳 出

(款) 02 総務費

(項) 01 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源		一般財源	区分	金額		
				国支出金	地方債					
08 財産管理費	1,052,867	12,000	1,064,867			12,000	08 旅 費	240	1 県有財産管理費 12,000	
							10 需 用 費	100		
							12 委 託 料	11,660		
計	20,599,314	12,000	20,611,314			12,000				

(項) 06 防 災 費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		
				国支出金	地方債	その他				
01 防災総務費	2,690,141	282,300	2,972,441		282,000		300	07 報償費	300	1 防災対策指導費 282,300
計	3,235,673	282,300	3,517,973		282,000		300	12 委託料	282,000	

(款) 03 民 生 費

(項) 01 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源		一般財源	区分	金額		
				国支出金	地方債					
01 社会福祉総務費	2,294,805	1,660	2,296,465	1,660			12 委託料	700	1 社会福祉振興対策費 1,660 社会福祉法人連携・協働支援費補助金 960 事務費 700	
計	50,044,173	1,660	50,045,833	1,660						

(款) 04 衛 生 費

(項) 04 医 藥 費

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説 明	
				特定財源		一般財源	区分	金額		
				国支出金	地方債					
02 医務費	4,581,110	3,000	4,584,110			繰入金 3,000	12 委託料	3,000	1 医療衛生費 3,000	
計	5,785,797	3,000	5,788,797			3,000				

(款) 07 商 工 費

(項) 01 商 業 費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説 明	
				特 定 財 源		一般財源	区 分	金 額		
				国支出金	地方債					
03 中 小 企 業 指 導 費	281,451	550,000	831,451			550,000	12 委託料	50,000	1 中 小 企 業 総 合 支 援 費 550,000 生産性向上・成長力強化支援事業費補助金 500,000 事務費 50,000	
							18 負担金、補助及び交付金	500,000		
04 金 融 対 策 費	23,384,940	30,000	23,414,940			30,000	18 負担金、補助及び交付金	30,000	1 金 融 あ っ 旋 指 導 費 経営課題対応資金信用保証料補助金 30,000	
計	60,545,788	580,000	61,125,788			580,000				

(項) 03 観光費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		
				国支出金	地方債	その他				
01 観光費	1,785,130	7,500	1,792,630				7,500	12 委託料	7,500	1 阿波おどり振興費 7,500
計	1,785,130	7,500	1,792,630				7,500			

(款) 10 教育費

(項) 07 保健体育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源		一般財源	区分	金額		
				国支出金	地方債					
02 体育振興費	1,082,069	5,600	1,087,669			5,600	07 報償費	100	1 県民総体育推進費 5,600	
							08 旅費	500		
							12 委託料	5,000		
計	1,395,798	5,600	1,401,398			5,600				

補正予算（第5号）継続費についての前前年度末までの支出額、前年度末までの支出額又は支出額の見込み
及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書

款	項	事業名	全体計画					前前年度 末までの 支出額	前年度末 までの支 出(見込) 額	当該年度 支出予定 額	当該年度 末までの 支出予定 額	翌年度以 降支出予 定額	継続費 の総額 に対する 進捗率						
			年度	年割額		左の財源内訳													
				国支出金	地方債	その他	一般財源												
06 農林水産業費	06 水産費	漁業調査船「とくしま」新造船事業	7	補正前の額	千円 243,500	千円	千円 182,000	千円	千円 61,500	千円	千円 243,500	千円 243,500	千円	% 13.0					
				補正額															
				補正後の額	243,500		182,000		61,500		243,500	243,500		10.6					
			8	補正前の額	1,021,000		765,000		256,000				1,021,000	67.7					
				補正額	274,000		205,000		69,000				274,000						
				補正後の額	1,295,000		970,000		325,000				1,295,000	66.9					
			9	補正前の額	602,000		451,000		151,000				602,000	100					
				補正額	159,000		119,000		40,000				159,000						
				補正後の額	761,000		570,000		191,000				761,000	100					
			計	補正前の額	1,866,500		1,398,000		468,500		243,500	243,500	1,623,000						
				補正額	433,000		324,000		109,000				433,000						
				補正後の額	2,299,500		1,722,000		577,500		243,500	243,500	2,056,000						

補正予算（第5号）債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(当該年度提出に係る分)

事項	限度額	前年度末までの 支出(見込)額		当該年度以降の 支出予定額		左の財源内訳			一般財源
		期間	金額	期間	金額	国支出金	地方債	その他	
災害時情報共有システム運用保守業務委託契約	千円 150,000		千円	自 令和9年度 至 令和13年度	千円 150,000	千円	千円	千円	千円 150,000
徳島県立西部防災館の管理運営協定	148,005			自 令和8年度 至 令和12年度	148,005			11,940	136,065
徳島県立産業観光交流センター等の管理運営協定	1,638,460			自 令和8年度 至 令和12年度	1,638,460			718,807	919,653
徳島県立あすたむらんどの管理運営協定	677,984			令和8年度	677,984			77,511	600,473
阿波おどり魅力発信業務委託契約	31,000			令和8年度	31,000				31,000

事項	限度額	前年度末までの 支出(見込)額		当該年度以降の 支出予定額		左の財源内訳			一般財源
		期間	金額	期間	金額	国支出金	地方債	その他	
徳島県蔵本公園等の管理運営協定	千円 2,450,235		千円 自 令和8年度 至 令和12年度	千円 2,450,235		千円 20,000	千円 2,430,235	千円	千円
アリーナ基本計画策定業務委託契約	35,000			令和8年度	35,000				35,000
阿波人形浄瑠璃魅力発信業務委託契約	3,870			令和8年度	3,870				3,870
徳島県郷土文化会館の管理運営協定	293,488			自 令和8年度 至 令和9年度	293,488			58	293,430
徳島県立文学書道館の管理運営協定	878,955			自 令和8年度 至 令和12年度	878,955			19,670	859,285
徳島県立木のおもちゃ美術館の管理運営協定	70,092			令和8年度	70,092			42,000	28,092

徳島県日峯大神子広域公園等の管理運営協定	827,750			自 令和8年度 至 令和12年度	827,750			251,760	575,990
徳島県鳴門ウチノ海総合公園の管理運営協定	463,870			自 令和8年度 至 令和12年度	463,870			142,835	321,035
大麻団地県営住宅の管理運営協定	39,990			自 令和8年度 至 令和12年度	39,990				39,990

補正予算（第5号）地方債の前年度末における現在高及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

区 分	前 年 度 末 現 在 高	当 該 年 度 中 増 減 見 込 み						当該年度末現在高見込額		
		当該年度中起債見込額			当該年度中元金償還見込額					
		補正前の額	補 正 額	計	補正前の額	補 正 額	計	補正前の額	補 正 額	計
1 普 通 債	千円 512,817,015	千円 69,177,000	千円 282,000	千円 69,459,000	千円 39,270,986	千円 39,270,986	千円 542,723,029	千円 282,000	千円 543,005,029	千円 543,005,029
(9) 総 务	39,418,279	1,627,000	282,000	1,909,000	3,532,017		3,532,017	37,513,262	282,000	37,795,262
合 計	756,969,509	73,316,000	282,000	73,598,000	60,093,000		60,093,000	770,192,509	282,000	770,474,509

